

平成 22 年第 6 回糸魚川市議会定例会会議録 第 1 号

平成 22 年 11 月 29 日（月曜日）

議事日程第 1 号

平成 22 年 11 月 29 日（月曜日）

午前 10 時 00 分 開議

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 所管事項調査について |
| 日程第 4 | 議案第 109 号から同第 112 号まで |
| 日程第 5 | 議案第 113 号 |
| 日程第 6 | 議案第 114 号から同第 118 号まで及び議案第 141 号 |
| 日程第 7 | 議案第 119 号、議案第 124 号、議案第 126 号から同第 134 号まで
及び議案第 142 号から同第 145 号まで |
| 日程第 8 | 議案第 120 号から同第 123 号まで、議案第 125 号、
議案第 135 号及び議案第 137 号から同第 140 号まで |
| 日程第 9 | 議案第 136 号 |
| 日程第 10 | 請願第 5 号から同第 8 号まで |

+

本日の会議に付した事件

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 所管事項調査について |
| 日程第 4 | 議案第 109 号から同第 112 号まで |
| 日程第 5 | 議案第 113 号 |
| 日程第 6 | 議案第 114 号から同第 118 号まで及び議案第 141 号 |
| 日程第 7 | 議案第 119 号、議案第 124 号、議案第 126 号から同第 134 号まで
及び議案第 142 号から同第 145 号まで |
| 日程第 8 | 議案第 120 号から同第 123 号まで、議案第 125 号、
議案第 135 号及び議案第 137 号から同第 140 号まで |
| 日程第 9 | 議案第 136 号 |
| 日程第 10 | 請願第 5 号から同第 8 号まで |

応招議員 26 名

+

出席議員 26名

1 番	甲	村	聰	君	2 番	保	坂	悟	君
3 番	斉	木	勇	君	4 番	渡	辺	重	雄
5 番	倉	又	稔	君	6 番	後	藤	善	和
7 番	田	中	立	一	8 番	古	川	昇	君
9 番	久保	田	長	門	10 番	保	坂	良	一
11 番	中	村	実	君	12 番	大	滝	豊	君
13 番	伊	藤	文	博	14 番	田	原	実	君
15 番	吉	岡	静	夫	16 番	池	田	達	夫
17 番	古	畑	浩	一	18 番	五十	嵐	健一	郎
19 番	高	澤	公	君	20 番	樋	口	英	一
21 番	松	尾	徹	郎	22 番	野	本	信	行
23 番	斉	藤	伸	一	24 番	伊井	澤	一	郎
25 番	鈴	木	勢	子	26 番	新	保	峰	孝

欠席議員 0名

+

説明のため出席した者の職氏名

+

市	長	米田	徹	君	副市	長	本間	政一	君
総務部	長	織田	義夫	君	市民部	長	小掠	裕樹	君
産業部	長	深見	和之	君	総務課	長	田鹿	茂樹	君
企画財政課	長	吉岡	正史	君	能生事務所	長	池亀	郁雄	君
青海事務所	長	七沢	正明	君	市民課	長	斉藤	隆一	君
環境生活課	長	金平	美鈴	君	福祉事務所	長	結城	一也	君
健康増進課	長	伊奈	晃	君	交流観光課	長	滝川	一夫	君
商工農林水産課	長	金子	裕彦	君	建設課	長	早水	隆	君
都市整備課	長	金子	晴彦	君	会計管理者会	会計課	長	小林	忠
ガス水道局長		山崎	弘易	君	消防	長	山口	明	君
教育	長	竹田	正光	君	教育委員会	教育総務課	長	渡辺	辰夫
教育委員会	こども課	長	霧本	修一	君	教育委員会	生涯学習課	長	
教育委員会	文化振興課	長			中央公民館	長	兼務		
歴史民俗資料館	長	兼務			市民図書館	長	兼務		
長者ヶ原考古館	長	兼務			勤労青少年ホーム	館	長	兼務	
		小林	強	君	監査委員	事務局	長	久保田	幸利

+

事務局出席職員

局	長	神 喰	重 信 君	次	長	小 林	武 夫 君
係	長	松 木	靖 君				

午前 10 時 00 分 開議

○議長（倉又 稔君）

おはようございます。

これより平成 22 年第 6 回糸魚川市議会定例会を開会いたします。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第 1．会議録署名議員の指名

○議長（倉又 稔君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、6 番、後藤善和議員、20 番、樋口英一議員を指名いたします。

日程第 2．会期の決定

○議長（倉又 稔君）

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

会期については、去る 11 月 22 日に議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

高澤 公議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤委員長。〔19 番 高澤 公君登壇〕

○19 番（高澤 公君）

おはようございます。

議会運営委員会報告を行います。

去る 11 月 5 日及び 22 日に、議会運営委員会が開催されております。

本日招集されました平成 22 年第 6 回市議会定例会に提出されました議案は、お手元配付の議案書のとおり、条例の制定及び一部改正が 14 件、平成 22 年度補正予算が 11 件、指定管理者の指

定が10件、その他2件の計37件であります。

このうち議案第109号から112号までの人事院及び県人事委員会の勧告に伴う給与などに関する条例の一部改正4件と、議案第113号、平成22年度一般会計補正予算（第5号）につきましては、本日、委員会の付託を省略し、即決にてご審議いただくことで、委員会の意見の一致をみております。

その他の議案につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、ご審査いただくことで委員会の意見の一致をみております。

なお、追加議案についてであります。糸魚川駅自由通路新設工事委託契約案件につきまして、ＪＲと協定事項の調整が整えば本会議一般質問最終日、8日に提案予定ということであります。

また、本定例会の会期についてであります。本日11月29日から12月16日までの18日間とすることで、委員会の意見の一致をみております。

日程につきましては、お手元配付の日程表をごらんください。

次に、請願の取り扱いについてであります。お手元配付のとおり、請願第5号、高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める意見書の採択を求める請願、請願第6号、最低保障年金制度の制定を求める意見書の採択を求める請願、請願第7号、後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める請願の3件につきましては、市民厚生常任委員会に付託して審査をしていただきます。

また、請願第8号、ＴＰＰ交渉参加反対に関する請願については、建設産業常任委員会に付託の上、審査願うことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、委員長報告についてですが、総務文教、建設産業、市民厚生の3常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の所管事項調査について報告したい旨の申し出があり、本日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

次に、11月5日の議会運営委員会では議会運営について協議がなされ、本会議における即決議案の質疑のあり方、委員会運営のあり方、議会情報化、一般廃棄物最終処分場調査対策特別委員会の付議事件の確認、本会議や常任委員会など公務を欠席する場合の扱いについて協議がなされ、そのうち本会議即決議案の質疑については特別措置として、今定例会より1人15分以内で回数制限をなくし、質問をしてよいということにいたしました。

本会議の中継録画インターネット配信については、新年度実施に向けて予算要求を行うということと決しております。

その他の事項については、議長において今後調整を図っていただくことで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から１２月１６日までの１８日間とし、委員長報告のとおり進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から１２月１６日までの１８日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりでありますので、ご承知願います。

日程第３．所管事項調査について

○議長（倉又 稔君）

日程第３、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については閉会中、３常任委員会及び議会運営委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大滝 豊総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔１２番 大滝 豊君登壇〕

○１２番（大滝 豊君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では閉会中の所管事項調査として、市外調査及び委員会を開催しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

委員会は１０月２７日に、１つ、教育環境と教育改革について・糸魚川東小学校の授業内容について。２つ、公民館制度について。３つ、情報基盤整備についての調査を行っておりますので、その経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

１つ目の糸魚川東小学校の授業内容については、電子黒板を活用した２年１組の国語の授業を参観し、調査を行っております。

委員からは、電子黒板での授業を進める上で、カリキュラムに合わせたソフトがあるのかの質問に、来年度から各校で、デジタル教科書を活用できるように取り組んでいる。きょうのような授業で、画面による教科書として使えるような形になる。小学校は来年度から、中学校はその翌年から、教科書会議に合わせて取り組んでいく予定であるとの答弁がありました。

また、他市では電子黒板を使い実績を上げている学校もあり、糸魚川でも研修会を行うような形で活用してもらいたいと考えるのが質問に、県外派遣研修というチャンスであると思う。その働きかけを各学校現場に進めていきたい。

上越、妙高、糸魚川が連携して、上越教育大学を中心にネットワークが張られている。この

+

11月には、田沢小学校、大野小学校の職員が、地元代表として全国大会で事例発表をしてくる。そのような研修会にも、できるだけ多くの先生方から参加してもらうように働きかけをしている。

また、教職員の授業量アップのために電子黒板等を積極的に使っていく。その仕組みづくりをこれから研修等を中核にしながら、進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

そのほかにも多くの質問や意見がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

2つ目、公民館制度については、公民館体制等見直しの基本方針（素案）に対する33地区での説明会が終了し、地区説明会での意見、要望等を庁内等で精査、審査し、一部を修正、訂正したものを公民館体制等見直しの基本方針（案）として作成したものであり、全体については、委員から論議を尽くして審議をしていただきたいとの説明後に質疑に入りました。

委員から、社会教育法に基づいて公民館活動が行われなければならないと考えるが、社会教育法の枠を外すということが、その要請に逆行するのではないかととの質問に、社会教育法のもとに、特に糸魚川地域においては、公民館活動に職員を配置して行ってきた。

活動、運営については、今までどおり地域の独自性を生かして活動していただきたい。その中で、社会教育法がないと公民館活動ができないというものではない。公民館活動を地域づくり活動やコミュニティ活動、自治会業務等の拠点となってもらうように、地区公民館の施設を有効に活用していただきたいとの答弁がありました。

また、検討委員会の答申後、地区の説明会で要望が出て、それによる変更ならわかるが、検討委員のいる糸魚川地区公民館長会、連合区長会から提出されたお願い文書により、内容が変更されるというのはおかしいのではないかととの質問に、答申については、当初5回の予定を10回に延ばして、1年2カ月以上にわたって審議してもらったものである。その内容については尊重し、基本方針の案で示させてもらった。その内容で、新しい体制に移行していきたいとの答弁がありました。

賛否両論がありましたが、行政は公民館体制等見直しの基本方針（案）を持って地域住民説明会を行うことにはなったが、この案件については、継続調査することで終結いたしました。

3つ目、情報基盤整備については、スケジュール、施工業者、放送加入者の状況とテレビ共聴施設撤去、予算額と事業費、IRU契約、行政サービスについての説明を受け、質疑に入りました。

委員から、IRU契約締結の時期はいつかの質問に、基本的には来年3月である。総務文教常任委員会に諮り審議した後に、契約を結びたいと思っている。

また、IRU契約について、総務省では契約の相手方をNTTには限らないと言っているが、当市の場合はNTTで決定なのかとの質問に、昨年8月に交付申請を始めていて、工事完了時に光ケーブルを借りて、インターネット等を行う業者を公募した。公募した結果が、NTT東日本になったということなので、この光ケーブルについては目的を持って整備するということで、NTT東日本に貸与することにしている。

宅内工事には特別な工事が必要なのか。また、宅内と言うけども家の外か家の中なのかの質問に、光電変換装置を家の壁面につけさせてもらう。これは電気信号に変換する機械で電源が必要であるため、光電変換装置から壁面を伝って電源までの配線工事が必要である。この部分の工事として、宅内の工事費が必ず生じるということであるとの答弁がありました。

そのほかにも多くの質問や意見、要望がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

次に、去る10月19日から21日までの日程で、京都府宇治市、京都府宮津市、兵庫県篠山市

で、それぞれ市外調査を行っておりますのでご報告いたします。

初日の京都府宇治市は、京都府の南端に近く、京都盆地の東南部に位置し、面積 67.55 平方キロメートル、人口約 19 万 3,000 人の市であります。

宇治市は小学校 22 校、児童 1 万 1,099 人、中学校 9 校、生徒 4,932 人を有しており、学校が変わり、地域が変わり、そして子どもたちが光輝く小中一貫教育を目指しております。

児童生徒にも学習意欲の低下、家庭での学習習慣の未定着、自然体験や社会体験の不足、学年進捗とともに増加する不登校などの課題が見られる。加えて、中学校への進学に際し、学校生活の決まりや学習内容、指導などの急激な変化に、戸惑いや負担を感じている児童生徒も少なくない状態である。

これらの課題に対応するため、平成 13 年度から小中連携教育の取り組みを始め、平成 24 年度からは、すべての小学校と中学校において、小中一貫教育を実施する予定とのことである。

小中一貫教育のねらいとして、確かな学力を育成する、個性の伸長と資質や能力・態度を育成する、地域に貢献する人材を育成する、豊かな人間性や社会性を育成する、個に応じた指導や支援を充実する、教職員の資質と指導力の向上を図る、学校・家庭・地域が一体となった教育環境づくりを推進するを掲げておりました。

学校施設・学校運営体制として、施設を一体化した小中一貫校と、施設が独立している小中一貫校の 2 つの形態により実施する計画である。

しかしながら、現在、市内 5 つの小学校において、卒業生が 2 つの中学校に分かれて進学する分散進学の状態があり、課題となっている。将来の就学児童生徒数の推移、通学距離や通学の安全、地域との関係を十分配慮しながら、検討を加えていくとのことでありました。

2 日目の京都府宮津市は、京都市の北西部に位置し、宮津港を中心に日本海若狭湾に面し、面積 169.32 平方キロメートル、人口約 2 万 1,000 人、国の特別名勝・天橋立は、日本三景の 1 つに数えられ、観光客が年間 260 万人が訪れております。

平成 13 年には行政改革大綱を策定し、平成 17 年度までの 5 力年を計画期間として、行政評価システムの導入・運営、財政健全化の推進、定員の適正管理、人材育成の推進に重点的に取り組み 17 億円の財源不足解消、34 名の職員数の減員など一定の成果を上げております。

しかしながらこの間、市税の減少、国の三位一体改革の中での交付税の大幅削減等に加えて、平成 16 年に発生した台風 23 号災害による復旧・復興事業等と、台風被害に対する特別支援措置等を必要としたことから不測の財政支出が重なり、財政状況は危機的な状況に置かれました。

平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間で、財源不足見込み額 60 億円の解消策として、再建による歳出抑制、財源確保のために、

市役所内部の改革として、議員定数、給与等の見直し、施設管理の見直し、内部事務の簡素・効率化で歳出抑制を図る。

事務事業の改革といたしまして、事業の厳選、補助金等の見直し、大型事業の見直し、緊急を要するものに限定して実施し、歳出抑制を図る。

収入の改革といたしまして、受益者負担の見直し、未利用財産の処分、市税等滞納対策の強化、新税等の検討、財政健全化債の発行等により財源確保を見込む。

公債費対策といたしまして、市債の償還年限の延長等を通じて平準化を図り、歳出抑制を

図る。

などの財政再建に取り組んできた結果、

一般会計は２００万円の黒字を確保。

一般会計の借入金（地方債）は、３５億円減らすことができた。

２３年度からの借入金返済ピーク時に備え、約５億円を減債基金へ積むことができた。

下水道事業特別会計の累積赤字、およそ１０億円がおおむね解消できた。

などの結果の報告がなされました。

平成２３年度から借入金の返済ピークを迎えることや、市民生活に直結するごみ処理施設や、し尿処理施設の更新、学校の耐震化など大きな財政課題も抱えており、新たな財政健全化計画を策定したいとのことでありました。

次に、漢字能力検定の取り組みについてでは、国語力の低下が見られることから、日本漢字力検定の受検を促し、漢字や国語の学習をする機会の提供と、漢字という表現力豊かな言語の魅力に親しみを覚えさせることで、国語力の向上という基礎、基本の学力の向上を目的として実施したとのことでありました。

１９年度には２０回、２０年度には１８回、２１年度には１３回の講習会や講座会を教育課程外の取り組みとして行った。結果、目標を持って自主学習に取り組む機会となり、学習が積極的になったなどの効果が出てきた。補助対象学年として、小学校５、６年生、中学校３年生とし、補助金上限額は１人６００円ということでありました。

最終、３日目の兵庫県篠山市は、兵庫県の中東部に位置し、市中央部には篠山城跡と城下町のまち並みが現存し、四方が山に囲まれ篠山盆地と言われ、盆地特有の気候から丹波栗、丹波篠山黒豆などが全国的にも有名であり、面積３７７．６１平方キロメートル、人口約４万５，５００人の市であります。また、市の花が、ささゆりであります。平成の大合併の第１号でもあります。

合併後１１年の間で合併特例債を使い、地域課題解決に向けて施設の整備や都市基盤整備など多くの施策に取り組んできました。これらの整備に伴う市債の返済額が年に５０億にのぼり、財政状況がこれまでにない危機的な状況に置かれました。

平成１９年５月に財政見通しを発表し、平成２３年度には予算が組めない危機的な状況である。また、２０年６月に篠山再生計画を発表し、１年におよそ１５億円の歳出削減を行わなければ財政破綻は解決できないとしました。

合併後１０年間優遇されていた地方交付税が、今年度から２６年度にかけて年約１５億円程度削減される見通しで、財政調整基金、減債基金は平成２８年度には底をつき、地域振興基金も取り崩さざるを得なくなる。平成３２年度には、収支が見合う状況にまで回復する見通しであり、市債残高が平成２０年度末の４５０億円から９６億円にまで減少する見通しとのことでありました。

次に、篠山きらめき教育プランが、平成２２年に策定されております。

篠山市の児童生徒数が５年後の将来推計によりますと、およそ３９％の減少となるそうです。学校の小規模化は、子どもたちが心身ともに健やかに成長していく上で、学校教育や学校生活、学校運営等の面で、さまざまな影響を与えることが懸念されることから、平成２１年には、篠山市学校教育改革５カ年・１０カ年計画骨子、魅力ある学校づくりのための学校適正配置の具体的な方策を策定し、学校の適正規模、適正配置等による魅力ある学校づくりに努めているそうです。

学校適正規模については、小学校では複式学級が解消できる 6 学級以上、中学校においてはクラスがえが可能となる 1 学年 2 学級以上が望ましいと考えるが、学校は単なる教育施設としてとらえるのではなく、地域活動の基盤、あるいは防災活動の拠点であり、創立以来の歴史的過程と地域住民の思いがあることから、学校適正配置については地域事情を十分配慮し、児童生徒数や学級数の将来推計、学校の小規模化に伴う課題等について保護者、地域住民の意見を聞きながら、保護者や地域住民の機運が自主的に醸成され、学校統合に向けて大方の合意が得られた地域から実施することでありました。

引き続きまして、1 月 24 日に委員会を開催し、柵口温泉センターの民間譲渡に伴う募集要項の概要（素案）について、第 2 次行政改革大綱等策定方針について、糸魚川小学校改築に伴う新潟県立高田養護学校ひすいの里分校の今後についての調査を行っておりますので、その主な経過と結果につきましてご報告申し上げます。

柵口温泉センターの民間譲渡に伴う募集要項の概要（素案）についてでは、担当課より、譲渡する目的、譲渡の条件、補助金返還について、議会議決による譲渡、譲渡の申し込み手続関係（素案）の説明を受け、質疑に入りました。

委員から、譲渡前には、ある程度の修繕も必要と思っているが、修繕が必要な箇所はないのか。そのままの状態相手に渡すのかの質問に、施設全体については老朽化していて、少し不自由な部分等はあるが、運営に支障を来すようなことは今のところない。今後、運営に支障を来すような故障が発生すれば、当然、それは直すことになる。使えない状態の施設を渡すということはしたくないとの答弁がありました。

委員から、温泉センターについては、継続していくことを基本としていくものと受けとめている。募集は、継続というものを見越してというふうに受けとめてよいのかとの質問に、施設を何とか残したいという過程の中で進めてきたわけである。その後の状況によっては、一たん募集をした中では、考え方が変わる場合もある。そこら辺は、十分用途等の論議はしなければならない。現施設をそのまま使える形での継続ということでの目的で、譲渡の提案をしているものであるとの答弁がありました。

そのほかにも委員より、活発な質疑、意見はありましたが、特段報告すべき事項はありません。

次に、第 2 次行政改革大綱等策定方針についてでは、経過説明、行政改革大綱等の検証結果、第 2 次行政改革大綱等の策定の基本方針、計画期間、推進項目、策定スケジュール、及び成果、スピード、コストを重視した行政経営、推進項目の説明を受けております。

委員より、活発な質疑、意見はありましたが、特段報告すべき事項はありません。

最後に、糸魚川小学校改築に伴う新潟県立高田養護学校ひすいの里分校の今後については、糸魚川小学校改築事業の概要、ひすいの里分校の整備についての協議等、今後の方針として、糸魚川小学校の改築事業にあわせて、ひすいの里分校の整備を実施してもらうよう、県と要望、協議を行ってきた。

県との要望結果は、ひすいの里分校小・中学部は、新たに市立の特別支援学校として整備する。高等部については、県から整備してもらうために必要となる協議を進めるなどの報告後、直ちに質疑に入りました。

委員より、地元の木材を使った教室づくりがほかの県でも評判がよく、子どもたちも集中して授

業を受けられ、かつ成績が上がっているという話を聞いているが、地元活性のためにも木材をふんだんに使った教室造りという考えはあるのかの質問に、現在、設計事務所のほうにお願いをしていて、地元産材を積極的に使うようにということで打ち合わせをして、作業を進めてもらっている。

今後、保護者からの意見や懇談を含め、どういう形で行っていくのかの質問に、この方針が認められたら保護者の皆さんへ、県とよく連携を取って説明に入る必要があると考えている。

それから、今まで進めてきた糸魚川小学校の改築事業についての地元検討委員会等々についても、今後、ひすいの里分校の保護者の皆さんにも、相談をする部分が出てくるのではないかと考えている。そういった意味で、保護者の皆さんと話しながら、最終的な理解を得ていきたいとの答弁がありました。

その他にも活発な質疑、意見はありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、総務文教常任委員会、閉会中の所管事項調査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、古畑浩一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑委員長。〔１７番 古畑浩一君登壇〕

○１７番（古畑浩一君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では閉会中に所管事項調査をしており、市外調査及び委員会の開催をしておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

去る平成２２年１１月１２日、午前１０時より第１委員会室にて委員会を開催し、観光振興関連として、海水浴場の入り込み状況と侵食対策について、親不知ピアパーク施設について所管事項調査を行っております。

海水浴場の入り込み状況と侵食対策については、深刻な海岸侵食と海水浴場等の整備のおくれについて、糸魚川地区連合区長会からも要望書等が出ているということもあり、当委員会で調査することとし、能生、青海、糸魚川の海水浴客の推移と海岸侵食の現状など、担当課よりの説明の後、質疑を行っております。

委員からの海水浴客の入り込み状況について分析をどのようにされているか、比較対照できるデータはあるのかとの質問に、海水浴場の人数の計測については、能生地域は浜茶屋、民宿利用者の数、糸魚川地域は駐車場の車両の数を監視員が計測し、それに回転数をかけている。計測方法が今まで統一されていなかったため、今年度から調整を図るために計数を変えた。整合性がとれていないというのは担当課としても認識している。一律にはできないが、カウントの仕方が人数に影響していると思うので、一緒のやり方で算定して、今後、整合を図っていききたいとの答弁がありました。

ことしの猛暑で入り込み客はふえると期待していたが、全般には微減しているのは、いかなる理由かとの質問には、糸魚川地域の海水浴場については、お客様をお迎えているという感じの海水浴場ではないと認識している。簡易のシャワー、また、レンタルのトイレということで、おもてなしをできるような海水浴場ではなく、お客さんも減ってきているのではないかと認識している。

全般的にはレジャーが多様化し、アウトドア志向が減っているのではないかと懸念をしている。極めて長期滞在が少なくなってきたり、半日ないしは短い時間での利用の仕方というのが、現場では結構見られるとの答弁があり、糸魚川の海岸はお客さんを受け入れるレベルにない海水浴場との答弁だが、ただ、それに手をこまねいて20年以上経過している。

東バイパスが完成した暁には、その高架の下を使って、青海のラベンダービーチ海岸にあるような固定的な更衣室やトイレ、シャワールームを整備したいという計画もあったが、近年の事業計画や整備計画には入っていないがどう対応するのか。大和川地区からも、いよいよ橋げたができて、橋を架けるという状態になってきても、全くそのような状況が見られていないという声がある。糸魚川の観光協会や民宿協会からも指摘されている部分である。

今回問題になったのは、そういった施設整備を一切怠っておきながら、海水浴場の管理を地元の民宿協会や観光協会に全部持てと言ったから大きな騒ぎになった。それらを含めて整備の立ちおくれを担当課としてはどのように考えているのかとの質問には、東バイパスについては、建設課の仲立ちで国交省と話し合いを持った。バイパスのピアが少しずつ建築されており、上部工が近年入ってくることを前提に、特に海川の周辺、高架の下を含めて将来計画の中では、市はこういう構想があるので協力できないかという意味合いで話をしている。その中で、国交省が用地買収をかけている部分との整合を図る上で、今後、シャワー施設ないしは便益施設としてのトイレ、駐車場も含めて施設の設置要望があるということで、国交省との連絡調整が1回終わっている。そういう意味では向こうも認識しており、協力体制はあると把握している。

今後も引き続き協議を進める中で、侵食状況とあわせる形で、施設の設置について検討していきたい。地元要望とあわせ、今後、同一歩調で当たらせてもらいたいと考えているとの答弁がなされました。

また、施設整備についての具体的な年次計画はどうなるのか。東バイパスの完成予定年次の平成26年が、糸魚川海水浴場のさまざまな施設や駐車場の拡充の完成年度ととらえてもよいのかとの質問には、平成26年の東バイパス整備に合わせて完成をしたいとのことで認識している。それに向けて、押上までつなげてもらいたいということを今までも要望している。

海水浴場の周辺整備については、東バイパスの道路状況と絡みがあり、はっきりした方針を出さないと乗りおくれしてしまうわけであり、要望をこれまでしてきたが、具体的な話を、より詰めなければならない時期かと思っている。いずれの機会に、どういうところで絵が描けるのか等を内部

で詰めさせてもらいたいとの答弁がなされました。

これに対して、具体的な事業計画が1つもない状態の中できている。合併前は、海とのふれあい構想があったが、交流人口拡大プランを見ても、海水浴客には増を期待しないということで、カウンターのゼロになっている。天候の変化はあるが、糸魚川については潜在的な交流人口拡大の要素は大きい。ヒスイの海だとか、石が拾える、透明度の高い海だとかPRしながら、受け入れ体制が全くなっていない海水浴場だということで、早急に対策を講じるべきである。

また、糸魚川市が財政的に苦しいのはわかるが、これは過去、約束していたことだからやってもらいたい。東バイパスの整備とあわせて、こうした附帯施設を完了するというのが、最も財政的にも負担のかからない状態ではないのか。そのためには新たな海水浴を含めた海の振興計画を立てて、総合計画、事業計画の中に明記すべきとの要望、意見には、26年度の新幹線開業に向けて、東バイパスも整備するということであり、それに向け、高田河川国道事務所と調整し、図面的なものも出せるようにしていきたい。26年度という目標の中で予算等、事業化についても完成を目途に進め、なるべく早く議会に示せるように今後取り組んでいきたいと考えているとの答弁がなされました。

次に侵食対策について。

侵食対策の最も根本的な問題として、侵食の大きな原因について明確にしてもらいたいとの質問に、姫川港の防波堤ができたことによって、姫川の災害の土砂がつかなくなったというのが大きな原因ではないかと考えている。砂をつけるというのは難しく、越波防止のための工法、あるいは完成をしても今のままでは侵食が進むという中で、防護的なものに話を進めていかなければならないかと考えているとの答弁がなされ、糸魚川海岸の侵食の大きな原因については、姫川港の防波堤の延長工事と因果関係が認められると言うが、姫川港の西側の海岸には砂がついて広がり、それに反比例して糸魚川、大和川、浦本等では減少している。担当課としても因果関係については、さらに明確にすべきである。

また、糸魚川海岸では人工リーフの工事に期待がかかっており、その効果は出てきていると思うが、人工リーフ工法に続く養浜事業の進展はどうか。侵食問題について新たな試みとして、景観を崩さない水中堤防ということで始まったが、その後の追跡調査をするとともに、養浜事業の1つということで期待されていたが、不十分な部分には、それを補完するような事業をしてもらいたい。

侵食対策について、養浜と高波等に対する災害対策と、国土保全、道路保全という観点であらゆる省庁が関係してくる。担当課としてはどのように考え、対処していく考えかとの質問には、因果関係については、以前に県が委託をして結果が出ており、改めて市として因果関係を調査する必要があるのか検討させてもらいたい。

糸魚川海岸の人工リーフについては完成しているが、今まであった砂を取り戻すということになると相当なエネルギーがいる。また、姫川港での土砂のしゅんせつがあり、港湾課で検討しているが、市で運んでくれればいいが、そうでなければ厳しいという話であり、現場内での処理が可能という話の中で、それもなかなか難しいと考える。

また、養浜関係をやっている河川砂防課は、防護が優先であり、養浜までは考えていない。会計検査で、全国で養浜事業をやった結果として、税金の無駄遣いという形が指摘されているケースがある。そういったことを考えると、養浜事業が前へ出るということは、県としては出にくいのでは

ないかとの答弁に、難しいからこそ、因果関係をしっかり把握しておく必要がある。昔あった浜が、なぜなくなったのか。浜茶屋が十数軒あり、年間の海水浴客だけで8万人も来てた時代がある。それらが侵食とともになくなっていく。市民の憩いの場として、観光施設としても、それだけの被害があった。だから我々は養浜事業で浜をつけると言っているのではなく、昔の原状復帰を望む。

ある程度の被害とか、住民感情を前面に出さなければ、単に浜をつくってくださいと言ったところで、費用対効果という部分で外されるのはわかっている。しかし、こうした因果関係があって、工業港の発展とともに市民のレクリエーション施設が削られていったということについては、十分、国も県も責任を感じて、原状復旧という流れの中で一考を置くということになっていく。

したがって、担当課としては、現状認識については、これ以上やる必要はないと考えるのではなく、現状認識をして、その因果関係が認められたことから、県や国に対し交渉を強くしていきたいという答弁を望むがいかかとの質問がなされ、そういった考えは大事だと思っている。弱腰というわけではなく、現実問題として事業主体は県であり、県は県の考え方もあると思う。そういった意味で、言われたことも参考にし、それが功を奏すかどうかは別にして、因果関係についてどういう形で取りまとめたらいいいのか検討したいとの答弁がなされました。

次に、親不知ピアパーク施設についてであります。株式会社親不知企画は、市町村施設の収益施設については、第三セクターでなければならないという国の方針を受けて平成12年6月に設立され、これまで親不知ピアパーク施設にあるおさかなセンター、レストピアの管理運営とあわせ、営利目的以外の施設についても指定管理をしてきております。

市からの赤字補てんは、これまで行っておりませんが、経営状況は設立当初からの赤字が継続し、累積赤字額は約2,900万円に達する見込みであります。

親不知交流センターへの一般財源への投入や、平成19年からは漁火の管理運営を株式会社親不知マリンサービスへ再委託するなどの対応もしてきており、会社としては改善も図っておりますが、歯どめがかからず、今後も売り上げの減少が見込まれ、打開策を模索したところであります。

そこで、会社を任意解散して、市の出資分の2,800万円で現在の累積赤字を解消した上で、経営については第三セクター設立以前の状態に戻して、おさかなセンターとレストピアの経営を、それぞれ漁協と商協に継承することを打診したところ両者の了解が得られたため、10月26日の取締役会で、本年12月に任意解散するとの会社方針が示されたというものであります。

なお、今後任意解散した場合には、非営利施設のふるさと体験館、翡翠ふるさと館、親不知交流センターは、市の直営または指定管理を検討中とのことでありますが、3カ所ある公衆トイレの管理は、それぞれ漁協と商協と親不知マリンサービスに、1カ所ずつ指定管理をしていきたいとのことでありました。

具体的には、本定例会に提案される議案の審議結果によりますが、株式会社親不知企画とすれば12月10日の取締役会を経て12月21日の株主総会で、任意解散の正式決定をしたいとの予定であるとの説明がなされております。

委員からは、もし任意解散となった場合に、宣伝やPR等の縮小を懸念する意見が出されたほか、管理方法が変更されることに対して地元住民の理解を丁寧を求める意見、また、漁協と商協へのテナント料も検討し、適正な経営を求める意見が出されております。

次に、建設産業常任委員会では去る10月13日から15日までの3日間、市外調査を行ってお

りますので、その経過につきましてご報告いたします。

兵庫県豊岡市では、兵庫県豊岡総合庁舎において山陰海岸ジオパークの取り組みについて、豊岡市の観光施設で豊岡市の観光振興の取り組みについて、和歌山県高野町では高野山観光ナビについて、富山県射水市では射水ブランド推進計画について調査を行っています。

まず、山陰海岸ジオパークの事務局が置かれている兵庫県豊岡総合庁舎において、山陰海岸ジオパークの取り組みについて調査をいたしております。

山陰海岸ジオパークは、ことしの10月4日に、日本で4番目の地域として世界ジオパークの認定を受けたばかりで、1府2県6市町にまたがる山陰海岸国立公園を中心とする、京都府京丹後市の経ヶ岬から鳥取県鳥取市の白兔海岸までが、山陰海岸ジオパークエリアの対象となっております。

特徴としては、日本列島がアジア大陸の一部であった時代の岩石から、今日に至るまでの経過が確認できる貴重な海岸ということでもあります。

その取り組みについてであります。山陰海岸に存在する地質遺産を、地域住民、事業者、行政が協働し保全するとともに、地域経済の活性化を図り、持続可能な地域社会の形成を目指しております。

推進体制においては、協議会には37団体が加盟しており、中でも専門部会には、京都府、兵庫県、鳥取県の各大学、高校から教師らが名前を連ねており体制面での力強さを感じました。

委員からは、1府2県6市町にまたがる認定であることから、事業の進め方に関する多くの質問が出され、中でも収支予算、決算の資料から、各府県の支援がかなりあることと。府県同士の強い連携に感心するとともに、糸魚川ジオパークも新潟県へ強い支援の働きかけが必要であることを感じております。

さらに、山陰の各市町では、各種の事業については連携と単独のすみ分けを、きちっとして計画的に進めており、取り組みの意識の高さにも感心させられました。

また、今回の調査では、今後はジオパークに認定された県や市町村単位の交流をもっと深めて、ジオパークに関する国レベルの認知度を上げる取り組みの必要性も感じました。

次に、兵庫県豊岡市であります。平成17年4月1日、兵庫県の北東部に位置する1市5町が合併してできた人口8万9,000人のまちであります。

市域の約8割を森林が占め、北は日本海、東は京都府に接し、海岸部は山陰海岸国立公園、山岳部は氷ノ山後山那岐山国定公園に指定され、多彩な四季を織りなす自然環境に恵まれております。

平成17年9月には、国指定の特別天然記念物コウノトリが自然放鳥され、人里で野生復帰を目指す、世界的にも例がない壮大な取り組みが始まり、成果を上げております。

産業は、農林水産業、観光業などが盛んで、特に観光業では、全国的に有名な城崎温泉をはじめ、西日本屈指の神鍋スキー場、但馬の小京都、出石城下町などを有し、年間の観光客は500万人以上にのぼっています。また、地場産業としては、全国の4大産地の1つであるかばんや、出石焼などの生産が行われています。

今回は、兵庫県立コウノトリの郷公園、豊岡市立コウノトリ文化館で、人と自然の共生をテーマに、さまざまな活動をお聞きいたしました。

「コウノトリにける豊岡の物語」で象徴されるように、コウノトリを市政にもさまざまな形で生かしております。キーワードは「参加」「手づくり」「新発見」ということで、行政と市民の協

働の取り組みが成果を上げております。

豊岡市では、もう1カ所、160万年前の火山活動で流れ出した溶岩が、冷えて固まる際につくり出した神秘的な六角形の柱状節理で形成された国指定の天然記念物、玄武洞を見学し、市の担当者から、この記念物を観光に生かしている各種の手法を現地でお聞きし感心をしております。

特に、今回の山陰海岸ジオパークの認定により、豊岡市ではコウノトリ、玄武洞、城崎温泉といった観光資源を一体的、有機的に活用した観光誘客の戦略を描いており、糸魚川市の観光にも大きなヒントをいただいたものであります。

次に、和歌山県高野町であります。海拔200メートルから1,100メートル級の連峰が累積し、総面積137.08平方キロメートルの90%以上を山林が占める高地で、今から1200年前に、空海によって開かれた真言密教の一大聖地で、山岳宗教都市として持続し発展しており、現在は人口4,000人ほどの町であります。

また、高野山は、2004年7月、吉野、熊野とともにユネスコ世界遺産、紀伊山地の霊場と参詣道として登録され、世界人類に共通する普遍性を持つ場所となっております。

ここでは高野山観光ナビについて、町の担当者から導入の経過、問題点、導入後の事業効果、さらに今後の課題についてお聞きしております。

高野山では、団体参拝客から個人参拝客にシフトしつつある現状と、滞在時間をふやして消費の拡大をするための取り組みとして導入したシステムであり、糸魚川市にとっても有識者によるガイドとともに、観光客への機器によるガイドの要請が高まっていることから、関心を持って事業の取り組みについてお聞きしております。

高野町では実証実験として取り組んだことから、報告書によりさまざまな資料を作成し、現在の観光客の動向や観光のあり方にまで言及しており、世界遺産の観光地として、グレードの高い取り組みと感じております。

システムの構築にかかる費用や、携帯電話の操作に関する問題点なども実際に体験し感じましたが、これからの観光には強力なツールとして、いろんな場で、いろんな使い方が考えられることから、糸魚川の観光にも生かす方向で研究すべきと感じております。

次に、富山県射水市であります。射水市は平成17年11月に1市3町1村が合併し、新市の名称を射水市としてスタートいたしました。

人口9万4,000人余りの市で、富山県のほぼ中央に位置しており、東西を富山市、高岡市に隣接しており、半径約7キロメートルのまとまりある地域で、面積は109.18平方メートル、そのほとんどが平野であります。

また、射水市は、水産物や農産物など食の資源、美しい景観や体験施設など、多くの誇れる資源を有しており、今、市を挙げて皆に選ばれるまちを目指し、射水ブランド推進に力を入れております。射水市の担当は、その名も観光ブランド課ブランド交流推進班長ということでした。ブランドのロゴマーク、イミズムズムズ入りの名刺をいただき、射水ブランド推進にかかる意気込みをお聞きいたしました。

まず、合併した各地域のすぐれた資源を整理し、なぜ、地域ブランドが必要なのかを説き、射水ブランドをスタートさせております。

取り組みの流れも体系的で、まずは射水市の名称、地域イメージの情報発信を中心に、食、水、

祭り、合わせて１３事業を核に推進計画が構成され、キャッチコピー、ロゴマークの重要性、さらに合併前の旧市町村名を冠したブランドも、それぞれの地域の歴史や生活と不可分であり、ブランド力があるとしております。射水市といえば「うまいもん」「水辺」「祭り」と言ってもらえるよう、そして市民が自信をもって言えるよう、地域イメージの向上を図りたいとしております。

全国各地でブランドに関する取り組みが活発となっており、昨年の雲仙市、ことしの射水市、取り組みの形態、手法は異なりますが、委員からは、射水市の一連の取り組みも、糸魚川市でも非常に参考になるのではないかと総括的な意見と感想がなされております。

最後に、当委員会では１１月４日午後４時より、委員会協議会として、糸魚川ジオパーク市民の会との懇談会を開催しており、その内容につき委員会で集約を行っておりますので、ご報告いたします。

この懇談会では、「糸魚川ジオパークの取り組みについて」というテーマで、市民の会の役員の皆さんと、当面する課題について懇談させていただきました。懇談の前には、委員全員でジオマスターの講習を受け、ジオパークの基本を確認し、懇談に臨んでおります。

懇談会では、まず、久保会長より、ジオパーク市民の会の平成２１年度の事業報告、そして平成２２年度の事業計画をご説明いただき、続いて、各種の事業を通じて感じる課題について述べていただいております。

その中で行政に対し、ジオパーク事業の進め方と計画の中身が見えない部分が多いとし、例えば、各サイトをどのようにしたいのかわからないのに、ガイドブック６冊がいつの間にかできていたり、大きな大会に振り回され、行き当たりばったりの仕事の進め方が多いという指摘がございました。

同席した行政担当者から、計画的に進めているつもりであるが、視察の受け入れや出前講座などに追われていることもあり、行政内部の横の連携をもっと密にし、今後、改善していきたいという意向が述べられております。

委員からは、市民レベルの活動は、ほかのジオパークよりも進んでいると思うが、幹となるものが欠落していることから、しっかりとした計画が必要であること。情報の共有が乏しく、行政をはじめ各機関と有機的につながっていないことから、効果がなかなか発揮できていないのではないかと意見がありました。

具体事例としては、ガイドを実際にされている方から、ガイドを充実するための問題点が述べられるとともに、何点かの要望がなされております。

ガイドに対する環境整備ができていない、ガイドの資質向上のための勉強の場が必要、ガイド間の情報交換の場が必要、ガイドの安全対策として、クマ、ハチ、ヘビ対策等の問題について、行政の理解と協力をお願いしたいという第一線からの声がございました。

委員からは、訪れるお客さんの専門的知識も向上していることから、お客さんのレベルに合わせたガイドの養成も急務だということと、接客と専門知識を兼ね備えるガイドが必要という意見がありました。さらに、待遇の改善も必要であるという意見もあります。行政に対しましては、ガイド養成については、専門性と計画性をもって当たってもらいたいということでまとめております。

また、ジオパーク事業や観光事業に関して意見を言っても反応がなく、現に、レポートを出しても反応がないということも聞くが、意見、提言には耳を傾け、市民との協働事業としてジオパークをとらえていく必要があるという指摘もなされております。

一方で、市民の自発的な動きや、議員の顔が見えないといった意見も出るなど、今後のまちづくりの基本にまで話が及びました。

今回の懇談を通じて感じたことは、ジオパーク市民の会の取り組みは、行政の進め方にも注文を出すなど真剣そのものであり、力強さを感じたところであります。

今回出されました意見、要望につきましては、今後、行政に働きかけ、反映していきたいと考えております。

以上で、建設産業常任委員会の委員長報告を終わります。どうも長々ありがとうございました。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

中村委員長。〔11番 中村 実君登壇〕

○11番（中村 実君）

おはようございます。

当市民厚生常任委員会では、去る10月26日に委員会を開催し、糸魚川市健康づくりセンターについて、能生国民健康保険診療所についての2項目について、所管事項調査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

健康づくりセンターについては、午前中に青海須沢地区で建設中の健康づくりセンターの視察を行い、その後、机上調査を行っております。

まず、担当課より、来春オープン予定である健康づくりセンターを運営する指定管理業者について、また、候補者の選定の経過と結果についての説明がなされました。

その中では、指定管理業者として公募してきた業者は5団体であり、去る9月30日に、選定評価項目に基づき選定委員7名が厳選な審査の後、候補者を選定したとの説明がなされました。

また、指定管理候補者が提示した施設オープンまでのスケジュール案と、事業計画概要の説明もなされました。

委員からは、建設中の健康づくりセンターを視察し、気がついた点として、現在、施工中であるが、エントランスホールや受付など、指定管理候補者の意向に沿った形で設計変更が可能であるの

+

か、また、外構工事は今年度分と来年度分の２カ年工事であるが手戻りが出ないのかとの質問に対し、行政からは、内装等に関しては、これからの工程会議等の協議の中で指定管理候補者も入り、変更が可能なところは要望をくみ取っていく。また、あわせて外構工事についても、植栽、目隠しなど指定管理候補者と協議を進め、手戻りがないよう努めていきたいとの答弁がなされました。

次に、現在、市が各地区公民館などで行っている健康づくり教室のインストラクターや指導者を、指定管理候補者がセンターで指導し、育成できるのか。糸魚川市の健康づくりに、どのようにかわっていくのか。また、そのようなインストラクター及び指導者など、施設に従事する職員の地元採用ができるのかとの質問に対し、指定管理候補者は、さまざまな教室を実施し、人気がある教室は、各地域に出向き教室を開催する意向もあるということであり、市の健康づくり事業への協働を提案している。

また、人材育成については、指定管理候補者の充実した社内研修人材育成制度により、素人でもインストラクターや指導者を育成することが可能とのことである。そのようなことから教室の事業展開によるが、地元住民の採用は少なくとも１０名以上を考えているとの答弁がなされました。

次に、健康づくりセンターの根本的な目的の中に、糸魚川市の医療費や保険料の抑制があると思うが、そのような効果を事後調査する体制づくりを検討しているのかとの質問に対し、市全体での健康づくりにつながるものとして事業を行うので、成果がわかるようにしなければならない。また、施設内では利用者個々の健康管理を行い、各運動教室の参加により、健康を自分なりに感じる意識づけも大事と考えているとの答弁がなされました。

また、他の委員からは、指定管理候補者はフラダンスなどのカルチャー系運動教室の開催も検討しているようであるが、市内でこのような活動している団体を活用できないか。また、このような団体に、健康づくりセンターのスタジオを開放できないかとの質問に対し、このような団体を活用できるかは、今現在は、地元にどれくらいの人材がいるのかという調査も含め検討していきたい。

また、スタジオ開放については、指定管理業者と調整し、貸スタジオというシステムで運営できるよう対応したいとの答弁がなされております。

また、他の委員からは、この健康づくりセンターの設計を見ると、将来的にプールが整備された場合の連絡通路等も考慮し整備されているが、今後、この施設にプールが必要であるという考えがあれば、先進地である豊岡市のようにＰＦＩ方式により当初から１つの組織体をつくり、設計から建設、管理運営までを一体とし、収益が出て指定管理料を伴わなくても済む体制を取れるような考え方に切りかえて取り組むべきではないのかとの質問に対し、市では当初からこの施設は、フィットネスと温泉とプールをセットで整備することの基本は変わらないが、今後の実施計画の中で、ＰＦＩの実績もある指定管理者のノウハウを取り入れながら、検討を進ていきたいとの答弁がなされました。

次に、能生国民健康保険診療所について、担当課より、経営改善のための新たなサービス向上に向け、以前から検討を進めてきた皮膚科の設置が決まり、１１月４日から毎週木曜日に金沢医科大学病院に勤務する先生が診療を開始するとの説明がありました。

委員からは、医師に対する委託単価や交通費についての考え方はとの質問に対し、単価は時間給とし、糸魚川病院などでの事例を参考に単価を設定し、了解をいただいている。また、旅費については市の旅費規定に基づき、電車賃での計算で支払うものとなるとの答弁がなされました。

その他、多くの委員からも若干の質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を午前１１時２０分といたします。

午前１１時０７分 休憩

午前１１時２０分 開議

+

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、高澤 公議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤委員長。〔１９番 高澤 公君登壇〕

○１９番（高澤 公君）

おはようございます。

議会運営委員会市外調査報告を行います。

議会運営委員会では、去る１１月２日、３日に市外調査を実施しておりますので、その経過についてご報告申し上げます。

調査地については、静岡県富士宮市議会、同県沼津市議会であります。

調査項目につきましては、大きく分けて、

- １．議会の活性化の取り組みについて
- ２．本会議における質疑回数
- ３．予算・決算の審査方法
- ４．議会運営について

の４項目の調査を行っております。

まず、富士宮市についてであります。議会活性化の取り組みとして２３項目を取りまとめてきましたが、特に、反問権、議会報告会、議長選挙立候補者演説会などについては、引き続き継続調査としており、現在、実施になっていないということでもあります。

その他、活性化の特徴的なこととして、各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出については、各常任委員会すべての所管事項を掲げ、あらゆる事項に対応することができるようにしているということでありまして、なおかつ調査期間を議員の任期中としていることでもあります。

本会議関係では、通常、新規の条例制定議案と、当初予算審査、決算審査についてのみ委員会付託を行い、それ以外のほとんどの議案は、本会議上における審査方法をとっております。質疑回数は、３回までとなっております。

委員会関係では、予算・決算の審査について、一般会計、それと特別会計、企業会計は、いずれも全議員による特別委員会を設置し、委員長は各常任委員長の輪番制にしているということでありました。

議会運営では、議会の災害対応として、市議会の地震など災害行動マニュアルを作成し、市の防災訓練にあわせて実施されておるということでもあります。

議会だよりの充実としては、発行時期を早めるとともに写真の活用を図り、質問、答弁内容を、質問議員みずから作成しております。

インターネット中継につきましては、議会改革の一環として平成２０年９月定例会より開始されております。

次に、沼津市議会についてであります。議会の活性化の取り組みとしては、音声認識システムを平成１６年に導入しております。平成２０年にはインターネット中継を開始しており、また、議員の定数削減については、来年４月の統一選から、現在の３４人から３２人への体制を導入するということになっておりました。

なお、議会基本条例、倫理規定、反問権などについては、現在、取り組みはなされていないということでありました。

本会議関係では、一般質問と代表質問制を取り入れており、いずれも一括質問、一括答弁となっております。

一般質問の持ち時間は１人２０分、代表質問は２月定例会に限り２日間実施し、１人２０分＋会派の人数×１人５分とし、６０分を限度としております。また、議案に対する質疑は通告制をとっており、通告の順に発言の回数が３回まで、制限時間なしであります。即決議案についての質疑も３回としております。

意見書、発議、人事案件以外は、ほぼ委員会付託をしているとのことであり、専決議案についても質疑の後、委員会へ付託を行っております。委員会関係では、ほとんどの議案は委員会へ付託する委員会主義としておりますが、閉会中の所管事項調査については、各常任委員会がテーマを決め、閉会中、１カ月に１回程度、開催しているとのことでもあります。

また、平成１８年度自治法改正により、予算・決算を一般会計と特別・企業会計の２つにわけ、２つの常任委員会とし、１年の任期で半数ごとに入れかわることとしており、閉会中の所管事項調査項目については、委員の任期中２年間としておりました。

議会運営関係では、災害対応としてマニュアルを作成してありましたが、連絡網のところでストップをして、ちょっとつまづいて現在、マニュアルが生かされていないということでもあります。

議会だよりについては、9人の編集委員会を作成しており、質問議員より掲載の希望をとり、事務局で調整をされておりました。

インターネット配信については、平成20年度定例会より、中継と録画が放映されており、会議録作成システムとリンクをさせ、議会のホームページで公開されておりました。

なお、現在は本会議のみであります。委員会の放映についても、今後、機材や職員体制を含めて、検討をしていきたいということでもあります。

会議録作成システムにつきましては、平成16年度から導入をしてきましたが、当時は委員会終了後から委員長報告を作成するまで、4日以上の日数を要していたため、ソフト開発会社とともに開発を進め、現在は2日程度に縮まったということでもあります。翻訳率といいますか、それは本会議上では90%程度、委員会では、よくて70%程度ということでもあります。

今回2つの議会の視察を行ってまいりましたが、各市議会それぞれ独自の運営を行っていました。

中でも政治への関心を高める、将来の投票行動の理解を深めるために、高校生の議会を開催していたり、あるいは予算・決算の専門性を高めるため、予算・決算の常任委員会を設置しているところもありました。また、閉会中あらゆる事項に議会が対応ができるような所管事項調査項目の計上、あるいは長期間にわたる調査期間の決定。また、会議録作成システムの導入など、いろいろ特徴的なところがありました。

これらについては当市においても参考とすべき点であることから、議会運営委員会で今後調査を進めていく方針であります。また、本会議のインターネット公開につきましては、両市とも実施済みでありました。そして国内でも多数導入している議会がございます。当市としても新年度に向け、導入すべきであるという確認を議会運営委員会でしておりますし、市外調査の集約としております。

以上で、議会運営委員会の市外調査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第4．議案109号から同第112号まで

○議長（倉又 稔君）

日程第４、議案１０９号から同第１１２号までを一括議題といたします。

提案理由の説明とあわせ、当面する課題について市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

改めまして、おはようございます。

１２月市議会定例会の招集に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変ご多用のところご参集いただき厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、条例の改正、補正予算の議案など３７件の議案のご審議をお願いしたいものであります。

議案の内容につきましては、後ほどご説明をさせていただきますが、この機会に６点につき、ご報告申し上げます。

最初に、シャルマン火打スキー場のリフト損傷について、ご報告申し上げます。

去る１１月２６日の午後３時半ごろ、リフトの営業前点検作業終了時に、山頂駅舎においてクワットリフトの座席の約５０台が玉突き状態となりました。

現在、被害状況と原因究明を行っているところでありますが、今後、損傷原因がわかり次第、議会並びに市民の皆様にご報告申し上げますとともに、機器等の修繕と再発防止のための安全対策を実施し、できるだけオープンに間に合わせたいと考えております。

２点目に、新潟県並行在来線株式会社の設立について、ご報告申し上げます。

北陸新幹線の開業に伴い経営分離される並行在来線の経営会社につきましては、去る１１月１日、発起人会が開催され、設立に向けて手続を進めておりますが、同１９日の取締役会におきまして、嶋津忠裕氏が代表取締役社長に選任され、同２２日、会社が設立されたものであります。

取締役として本間副市長が参画しており、糸魚川市としての意見や提言など、会社運営に反映させてまいりたいと考えております。

なお、この経営会社には、当市からも職員を派遣する予定でありますことから、本定例会におきまして関連条例の改正を提案させていただいているところであります。

３点目に、糸魚川小学校改築事業に伴う新潟県立高田養護学校ひすいの里分校について、ご報告申し上げます。

ひすいの里分校は、現在の糸魚川小学校校舎南棟の１階を利用する形で新潟県が整備し、平成１７年４月に開校され、小・中学部の普通学級、重複学級が運営されてまいりましたが、平成２２年４月には、２階の一部を利用して高等部も増設されております。

市といたしましては、糸魚川小学校の平成２４年度までの改築事業に合わせて、ひすいの里分校の建てかえを実施してもらうよう県へ要望してまいりました。

県からは、他市が市立で整備する方針となったことから、県立施設としての整備は非常に難しい

という回答をいただいておりますものでございまして、残念な結果であります。今後、県立施設としての整備が望めないこと。また、これ以上、結論を引き延ばすことは、糸魚川小学校の改築事業のスケジュールに影響が出るとともに、ひすいの里分校保護者の皆様方からも、小・中学部の糸魚川小学校への併設が要望されておりますので、両校の均衡ある整備を重視する中で、ひすいの里分校の小・中学部を糸魚川小学校の改築と合わせ、市立特別支援学校として整備してまいりたいと考えております。

4 点目に、子どもの生活リズム向上全国フォーラムについて、ご報告申し上げます。

来る 12 月 5 日、日曜日、午前 10 時から、市民会館をメイン会場に、「子どもの生活リズム向上全国フォーラム・早ね早起きおいしい朝ごはん全国サミット」が開催されます。

市では、子どもたちの健全な育成にとって、生活習慣の乱れが、その阻害要因になっていることに着目し、平成 18 年度から早寝早起き朝ごはん運動を積極的に展開し、一定の成果があらわれているところであります。

このフォーラムは、文部科学省と市実行委員会の共催で開催するものであり、事例発表や各種体験コーナー、また、タレントの哀川翔さんをお招きしてのトークショーなど予定をいたしております。これまでの当市の取り組み成果の確認と、今後のさらなる展開を図る上でも、大変意義深いものであり、このことを契機といたしまして、あすを担う子どもたちの健やかな成長に一層努めてまいります。

5 点目に、親不知ピアパーク施設の民営化に伴う、第三セクター株式会社親不知企画の任意解散について、ご報告申し上げます。

ピアパーク施設につきましては、平成 12 年度に親不知企画を設立し、運営をゆだねてまいりましたが、利用者や売上額の減少から、年々厳しい経営環境が続いてまいりました。

そこで、平成 12 年以前のように、地元漁業協同組合や青海町商業協同組合から経営してもらえないか打診したところ、両者から運転資金として、出資金の全額返還を条件に了解する旨の返答がありました。さらに、親不知企画取締役会で協議した結果、その方向で進めることにより、親不知企画は本年 12 月末で任意解散する意向が確認をされました。

市の出資金のほとんどが、累積赤字の補てんに充てられることとなりますが、このまま第三セクターによる経営を継続しても明るい展望が見えませんが、軟着陸を図りたいものであります。

なお、本定例会に関係をする議案や補正予算を提案いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、青海生涯学習センターのリニューアルオープンについて、ご報告申し上げます。

本年 6 月から、耐震補強にあわせて改修工事を実施してまいりました青海生涯学習センターにつきまして、このたび工事完成の運びとなり、来る 12 月 1 日、リニューアルオープンをすることになりました。当日は、午前 9 時 10 分から、同センターエントランスにおいてテープカットの後、施設見学等を行うことといたしております。

今後も、利用者に親しまれる施設となるよう、管理運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご報告を申し上げますが、議会並びに議員の皆様からの特段のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。招集のごあいさつとさせていただきます。

引き続きまして、提案いたしております議案につきまして、ご報告申し上げます。

議案第１０９号は、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について。

議案第１１０号は、教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について。

議案第１１１号は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について。

議案第１１２号は、市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでありまして、いずれも人事院及び新潟県人事委員会の勧告に基づく国及び県職員の期末手当、または給与の改定に準拠し、所要の改正を行いたいものであります。

詳細につきましては、この後、所管の部課長が説明をいたします。

以上であります、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

田鹿総務課長。〔総務課長 田鹿茂樹君登壇〕

○総務課長（田鹿茂樹君）

それでは、人事院勧告並びに新潟県人事委員会勧告によります糸魚川市の給与改定にかかわる関連条例改正案について、ご説明を申し上げます。

平成２２年８月１０日に人事院勧告が行われまして、これを受けまして平成２２年１０月８日に、新潟県人事委員会による勧告が行われたところでございます。

勧告内容につきましては、地域情勢に応じた官民格差の是正という観点から、新潟県人事委員会における勧告内容が、より厳しい内容となっております。

糸魚川市におきましては、糸魚川地域の経済情勢をより反映したものとして、新潟県人事委員会の勧告内容に準拠した給与改定を行うため、今回、条例改正を提案をさせていただいたものでございます。

議案とともに送付をさせていただいております、Ａ４版の資料に基づき説明をさせていただきます。

まず、議案第１０９号、１１０号につきましては、国・県における特別職改定に準拠し、市長、副市長、教育長の期末手当の支給月額の改定を行うものであります。

６月を０．０５カ月、１２月を０．１０カ月分減じまして、今まで年間３．１０カ月分であったものを２．９５カ月分とするものであります。

議案第１１１号につきましては、一般職の給与改定を行うものでございまして、期末手当、勤勉手当について０．１５カ月分を減じます。今まで年間４．１０カ月分であったものを、３．９５カ月分にするものであります。

また、資料の中にございますが、括弧書きにつきましては、現在、在職者はおりませんが、再任用職員の支給割合であります。

次に、給料表の改定が行われておりまして、おおむね０．１％の減額となっております。さらに今回は、給料表３級以上のものにつきまして、１．１８％の減額がなされます。今回も低い等級、号級につきましては、変更のないものがございます。

また、平成１８年４月の給与改定の際、現給保障され、継続しているものについても、昨年度の減額からさらに月額給料０．１７％を減じまして、合計０．４１％を減ずることといたします。給料表３級以上のものは、さらに１．１％の減額がなされます。

さらに、ことし4月から11月までの支給済みの官民格差の是正として、4月に支払われました給料月額と管理職手当の8カ月分と、6月に支払われました手当の合計額に1.20%を乗じた額を、12月の期末手当から減じる措置がなされております。国では0.28%を乗じた額を減ずることとなっておりますが、0.92%国より低い減額措置となっております。ただし、給料表1級、2級のもので、月額給料の減額がなされなかったものについては、この減額対象とはなっていません。

議案第112号では、議員報酬に係る期末手当の支給月数を減ずるものでございます。

先ほどご説明を申し上げました議案第109号、110号と同様の内容となっております。

なお、この改定によりまして、全体での削減額につきましては、おおよそ6,000万円となる見込みでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

即決議案の質疑に当たっては、議会運営委員長報告のとおり、1人15分以内であります。

簡潔明瞭に、質疑及び答弁をお願いいたします。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

池田達夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

池田議員。〔16番 池田達夫君登壇〕

○16番（池田達夫君）

日本共産党市議団の池田達夫です。

私は市議団を代表して、議案第111号、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての反対討論を行います。

今回の内容は人事院勧告関連で、職員の期末手当及び勤勉手当の0.15カ月減額、そして給料

の0.1%減額等を行うというものであります。

一昨年の経済危機から景気の低迷が続いております。景気を上向きにする大きな力は、何といっても国民の消費、購買力の向上です。そのためには国民の懐を温める、このことが大切となっております。今回の期末手当などの減額は、これに逆行するものと言わざるを得ません。また、民間企業への影響もあります。地域の賃金削減のサイクルを加速させ、消費低迷にますます拍車をかけることとなります。

以上の点により、本案に反対をいたします。

○議長（倉又 稔君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

これより議案第109号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第110号、糸魚川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第111号、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第112号、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第５．議案第１１３号

○議長（倉又 稔君）

日程第５、議案第１１３号、平成２２年度系魚川市一般会計補正予算（第５号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第１１３号は、平成２２年度一般会計補正予算（第５号）でありまして、緊急経済対策として大きな経済効果があり、また、好評でありました、住まいる環境リフォーム補助金の第２弾を行うため、歳入歳出それぞれ７，０００万円を追加し、総額を３００億１，１８３万６，０００円とするものであります。

詳細につきましては、この後、所管の部課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡企画財政課長。〔企画財政課長 吉岡正史君登壇〕

○企画財政課長（吉岡正史君）

おはようございます。

それでは議案第１１３号の平成２２年度系魚川市一般会計補正予算（第５号）につきましてご説明申し上げます。

今ほど市長が申しましたように、住まいる環境リフォーム補助金第２弾を実施するため、歳入歳出それぞれ７，０００万円を追加し、総額３００億１，１８３万６，０００円といたしたいものであります。

まず、歳出であります。事項別明細書の１０、１１ページをお願いいたします。

８款、土木費、７項２目、住宅推進費の１番、住宅整備資金補助事業におきまして、１９節に住まいる環境リフォーム金７，０００万円を追加いたすものでございます。

財源といたしましては、事項別明細書８、９ページをお願いいたします。

１９款、繰越金、１項１目１節の１番、前年度の繰越金を財源として充当いたしております。

以上で、平成２２年度系魚川市一般会計補正予算（第５号）の説明を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

それでは、本日、即決の議案ということで、この場でお聞きいたします。

住まいる環境リフォーム補助金につきましては、前回やられた約3,000万円の予算が、わずか4日間で既に申込数をオーバーしたと。追加で少し足して、その要望にこたえた。また、その事業実績が3億円を超すということで、今までの補助金の中では、本当に近年まれに見る効果を上げて、市民にも大変喜ばれた補助金であるというふうに思っております。

過去の経過から推察して、今回7,000万円の補助金を出されたわけでもありますが、これも同様に施行とともに同日申し込みが多くて7,000万円の上限を超えた場合には、どのように対処するのか、1点目お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

金子都市整備課長。〔都市整備課長 金子晴彦君登壇〕

○都市整備課長（金子晴彦君）

まず前回、9月補正でお認めいただいた第1弾ではありますが、4日間とおっしゃいましたが、8日間の中で予算を超えたということで、そのときにも超えた分というのは、少し委員会の中でお話しましたが、なかなかどこで打ち切るというのは、非常に難しいところでございますが、前回は結果的には、少し予備費を充当させてもらいまして、一応、事前に周知した中で、期限を区切らせてもらいました。

今回も7,000万円ということで、前回より倍以上という形になりますし、今のところ12月10日の「おしらせばん」で詳細を周知し、12月13日から何とか受け付けをしたいと思っております。これについては今回は、いろいろ集計をしていく中で早目に予想をした中で、できれば7,000万円をぴたりというのはなかなか難しいんですけども、この範囲内で、何とか皆さんにお知らせするような形を工夫していきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡企画財政課長。〔企画財政課長 吉岡正史君登壇〕

○企画財政課長（吉岡正史君）

今ほど都市整備課長も説明しましたが、前回、受け付け終了後、日にちが8日間ということで、約700万円ほどオーバーしました。今回も7,000万円という形で、基本的には先ほど都市整備課長が申しましたように、できる限りその数値に近い形という数字で終了するように、努力していきたいというふうに思っております。

万が一オーバーしますれば、またそのときに前回の対応と同じにするか、私どもは今、予備費を大分使ってきておりますので、その辺はまたちょっと調整しなきゃなりませんが、基本的には、できるだけ7,000万円に近い形で終了するという形で、この事業の補助金の受け付けをしてまい

りたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

前回の予定額が、700万円ほどオーバーしたことを責めるつもりはないんです。今回は市民のリフォームに対して、市内のそうした工務店や大工さん、小規模の皆さんがということで、やはりこれは市内の中でお金が回る。それは最終的に、私、税収で取り返せると思うんですよ。

したがって、担当課もあんまり木で鼻をかむようなことでなくて、ある程度の幅を持って締め切りまでやれば、今回同様の受け付け等については、もう危ないから早目に決めて、事業の予算内で落とすというよりも、やっぱり経済対策が真の目的でありますので、そこら辺は柔軟に対応していただきたい。

それから、本当にこの事業が継続できるのかということで、建設産業の委員長だから、どうなっているというような問い合わせもたくさん来ました。きょうの議案次第だよということもご報告してありますが、久々に皆さんが待ち焦がれる制度だなというふうに思っておりますので、これについては柔軟にお願いをしたいと思っておりますが、市長、この辺はいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

今ほどのこの事業についての取り扱いにつきましては、両課長のとおりに進めていくわけでございますが、好評だったらどうするのかと、そういったところのご指摘をいただきまして、非常に我々といったしましても、そういうことを考えるわけでありまして、発注時期を考えていただいてもおわかりのように、非常に端境期みたいな形にも、これから入ってくるわけでありまして、当地域はやっぱり冬季間、なかなか作業的には難しい部分がありまして、なるべく新年度に入っても、引き続きやっていけるような作業形態にさせていただいているわけでありまして。

そういう形で新年度に入ると、その辺、ある程度のまた動きが出ますので、そういったところを見計りながら、今回は倍以上の計画させていただきました。そんなような状況で、今回はやはり様子を見ながら進めていきたいと思ひますし、好評であれば、また新年度の中で組んでいけると思っておりますが、しかし、そういったような地域の季節的な部分、そしてまた正月という一つの大きな節目を越える中においては、当地域の地域柄というものもその中に織り込んでまいってるわけでございますので、恐らく私はこのままいけるのではないかなと思っておりますし、新年度の中で、またそれは可能ならば取り組んでまいりたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

その辺は、ぜひよろしくお願ひしたいと思うところであります。

それから、ちょっと細かい話なんですけれども、工務店の皆さんからは、これは受け付けの締め切りは終わり次第という考え方なんだけれど、早目に工事を受け取ってもし3月を超えた場合はどうなるんだと。いつまでに工事を終わらせなくちゃなんという基準はあるのか。領収書を申請していただく補助金なので、そこまで延ばしてしまうと、補助金自体がなくなるかもしれませんよとはお答えしてあったんですけれども、担当課としては、どのような見解をお持ちなのかお聞かせをいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

金子都市整備課長。〔都市整備課長 金子晴彦君登壇〕

○都市整備課長（金子晴彦君）

今、市長が申しましたが、基本的にこれから冬の時期を迎えるということで、予算としては、これは22年度予算であります、こういう当市の特殊的、雪も山の上は相当降りますので、これは22年度予算であります、22年度にできないような工事については、この分をできれば5月いっぱいぐらいまでに繰り越して、雪があるところでも間に合うような形をとっていきたいというふうに考えております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑議員。

+

○17番（古畑浩一君）

住まいる環境リフォーム補助金は、非常に使い勝手がいいんですね。したがって、また今度こうした制度を、市民にとって喜ばれるようにやっていただきたい。

電化製品の購入については対象外ということなんです、地デジ対応のためのアンテナ工事であるとか、また、融雪機器の例えば屋根、それからソーラーパネルだとか、そういったエコ関係とかという部分でも、もう少し幅を広げてこうした補助金が使われるように、ひとつまた担当課のほうでも鋭意工夫、努力して、PRに努めていただきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

○議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○26番（新保峰孝君）

第1弾が締め切られてから、これで終わったということで、対象になるような工事を始められた方、そういう方は1カ月半ぐらいの間にやられたということになるわけですが、そういう方に対しては、どういうふうな取り扱いをするのか伺いたいと思うんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

金子都市整備課長。〔都市整備課長 金子晴彦君登壇〕

○都市整備課長（金子晴彦君）

基本的には、これは予算が成立して、要するに事前着工ということではなくて、受付期間に申し込まれた方を対象にしていきたいと思いますので、確かに1カ月半の間はあきましたが、そういう方については、基本的には今のところ対象としては考えておりません。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。

○26番（新保峰孝君）

工事のほうは、今ほど答弁がありましたように、5月いっぱいくらいまでというふうに言われました。そうしますと、当初10月4日から受け付けを始めて、5月末まで工事がやられると。すぐ10月4日から工事を始めるという方もいらっしゃるでしょうけども、工事のほうはずっと続いているわけですね、第1弾の受け付けをして。その間、1カ月半、受け付けはないけれども、工事のほうは5月末まで続いています。その間に1カ月半、受け付けない期間がありますよということになるんでないかと思うんですよ。そうすると非常に矛盾といいますか、市民にとってこれはおかしいんでないかというふうな声も出てくるんでないかと思うんです。

やはりこういう点も弾力的に何とかならないものかどうか、いま一度お聞きしたいんですが。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

今ほど課長がご答弁させていただいたように、我々が当初認めていただいた事業は、3月31日が工期であります。この次の今皆さんにお願いさせていただいているのは、5月末ぐらいにという形で工期が違うわけでございます。

それと、やはりそのときにまだ我々といたしましても、今の事業がどういう形になるかというのは、なかなか見えなかった部分であるわけでございますので、やはり事業展開としては、そういう形にさせていただいた。

しかしながら、これと今の事業というのは同じであるわけではありますが、違っているわけがあります。その期間は、やはり申しわけございませんが、なるべく皆様方にご迷惑をかけないように、いろいろ配慮もさせていただいているわけでございますが、やはりすべてよしというわけにはいかないという部分があります。

そういう中で、我々といたしましても最大限の工夫をさせていただいたわけでございますので、その中で最大の努力の中で、最短の時間というものも考えさせていただいた今回の事業でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

+

+

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第 113 号、平成 22 年度系魚川市一般会計補正予算（第 5 号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで昼食時限のため暫時休憩をいたします。

再開を午後 1 時といたします。

+

+

午後 0 時 06 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第 6、議案第 114 号から同第 118 号まで及び議案第 141 号

○議長（倉又 稔君）

日程第 6、議案第 114 号から同第 118 号まで及び議案第 141 号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

+

ご説明申し上げます。

議案第１１４号は、公益的法人等への市職員の派遣等に関する条例の一部改正についてでありまして、新潟県並行在来線株式会社へ職員を派遣できるよう、所要の改正を行いたいものであります。

議案第１１５号は、生涯学習センター条例の一部改正についてでありまして、能生生涯学習センターの整備に伴い、名称、位置及び使用料を定めるため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第１１６号は、市民図書館条例の一部改正についてでありまして、能生図書館の生涯学習センターへの移転に伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第１１７号は、手数料条例の一部改正についてでありまして、政令の改正に伴い、特定屋外タンク貯蔵所の設置許可等に係る手数料の引き下げが行われるため、所要の改正を行いたいものであります。

議案第１１８号は、火災予防条例の一部改正についてでありまして、対象火気設備等並びに対象火気器具等に関する省令、及び住宅用防災機器に関する省令の改正に伴い、所要の改正を行いたいものであります。

議案第１４１号は、平成２２年度有線テレビ事業特別会計補正予算（第１号）でありまして、歳入歳出それぞれ６７万４，０００円を減額し、総額を２億４，９２２万６，０００円といたしております。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、総務文教常任委員会に付託します。

日程第７．議案第１１９号、議案第１２４号、議案第１２６号から同第１３４号まで
及び議案第１４２号から同第１４５号まで

○議長（倉又 稔君）

日程第７、議案第１１９号、議案第１２４号、議案第１２６号から同第１３４号まで及び議案第１４２号から同第１４５号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第１１９号は、親不知ピアパーク条例の制定についてでありまして、ピアパーク内施設の名称を一部改めるとともに、施設ごとに指定管理者を指定することができるよう、条例の全部改正を行いたいものであります。

議案第１２４号は、財産の取得についてでありまして、市道道保木揚場線整備に伴い事業用地を確保したいものであります。

取得面積は７，２０８．４平方メートル、取得価格は５，２６２万１，３２０円であります。

議案第１２６号は、指定管理者の指定についてでありまして、親不知ピアパーク施設のうちレストピア、ふるさと体験館、多目的広場の一部の指定管理者を、平成２３年１月１日から平成２５年３月３１日までの間、青海町商業協同組合に指定したいもので、議会の議決をお願いしたいものであります。

議案第１２７号は、指定管理者の指定についてでありまして、親不知ピアパーク施設のうち、おさかなセンター、多目的広場の一部の指定管理者を、平成２３年１月１日から平成２５年３月３１日までの間、親不知船頭会に指定したいもので、議会の議決をお願いしたいものであります。

議案第１２８号は、指定管理者の指定についてでありまして、親不知ピアパーク施設のうち、漁火、多目的広場の一部の指定管理者を、平成２３年１月１日から平成２５年３月３１日までの間、株式会社親不知マリンサービスに指定したいもので、議会の議決をお願いしたいものであります。

議案第１２９号は、能生海洋公園の指定管理者の指定について、議案第１３０号は、能生マリンホールの指定管理者の指定について、議案第１３１号は、海の資料館、越山丸・マリンミュージアム海洋の指定管理者の指定についてでありまして、いずれも指定管理者を、平成２３年４月１日から平成２６年３月３１日までの間、株式会社能生町観光物産センターに指定したいもので、議会の議決をお願いしたいものであります。

議案第１３２号は、糸魚川市グリーンメッセ能生の指定管理者の指定について、議案第１３３号は、シャルマン火打スキー場の指定管理者の指定についてでありまして、いずれも指定管理者を、平成２３年４月１日から平成２６年３月３１日までの間、火打山麓振興株式会社に指定したいので、議会の議決をお願いしたいものであります。

議案第１３４号は、指定管理者の指定についてでありまして、シーサイドバレースキー場の指定管理者を、平成２３年４月１日から平成２６年３月３１日までの間、株式会社糸魚川シーサイドバレーに指定したいので、議会の議決をお願いしたいものであります。

議案第１４２号は、平成２２年度公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）でありまして、歳入歳出それぞれ２億１，１２２万円を追加し、総額を３４億９，４３２万円といたしております。

議案第１４３号は、平成２２年度簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）でありまして、歳入歳出それぞれ１億８０万３，０００円を追加し、総額を２億９，５９０万３，０００円といたしております。

議案第１４４号は、平成２２年度水道事業会計補正予算（第１号）でありまして、収益的収支では４億６３万５，０００円を減額し、総額を４億９，３８７万９，０００円といたしております。

議案第１４５号は、平成２２年度ガス事業会計補正予算（第１号）でありまして、収益的収支では２億９０８万１，０００円を追加し、総額を１億４億４，５１４万１，０００円といたしております。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、建設産業常任委員会に付託いたします。

日程第 8 . 議案第 1 2 0 号から同第 1 2 3 号まで、議案第 1 2 5 号、
議案第 1 3 5 号及び議案第 1 3 7 号から同第 1 4 0 号まで

○議長（倉又 稔君）

日程第 8、議案第 1 2 0 号から同第 1 2 3 号まで、議案第 1 2 5 号、議案第 1 3 5 号及び議案第 1 3 7 号から同第 1 4 0 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第 1 2 0 号は、シルバーワークプラザ条例の一部改正について、議案第 1 2 1 号は、青海総合福祉会館条例の一部改正について、議案第 1 2 2 号は、高齢者共同住宅条例の一部改正について、議案第 1 2 3 号は、ふれあいセンター条例の一部改正についてでありまして、いずれも市が直営で管理することができるよう、所要の改正を行いたいものであります。

議案第 1 2 5 号は、訴えの提起についてでありまして、差し押さえた過払金債権について、第三債務者である株式会社ライフが取り立てに応じないことから、差押債権取立訴訟を提起するため、地方自治法の規定により議会の議決をお願いしたいものであります。

議案第 1 3 5 号は、指定管理者の指定についてでありまして、糸魚川市健康づくりセンターの指定管理者を、平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの間、コナミスポーツ&ライフ・糸魚川二幸グループに指定したいので、議会の議決をお願いしたいものであります。

議案第 1 3 7 号は、平成 2 2 年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 5 億 8 4 1 万円を追加し、総額を 5 2 億 7, 5 4 1 万円といたしております。

議案第 1 3 8 号は、平成 2 2 年度国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）でありまして、歳入歳出それぞれ 4 9 7 万 2, 0 0 0 円を減額し、総額を 1 億 1, 5 5 2 万 8, 0 0 0 円といたしております。

議案第 1 3 9 号は、平成 2 2 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）でありまして、歳

+

入歳出それぞれ１１１万４，０００円を追加し、総額を１０億３，０００万４，０００円といたしております。

議案第１４０号は、平成２２年度介護保険事業特別会計補正予算（第２号）でありまして、歳入歳出それぞれ１億７，３５５万２，０００円を追加し、総額を５２億２，６９４万１，０００円といたしております。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、市民厚生常任委員会に付託いたします。

日程第９．議案第１３６号

○議長（倉又 稔君）

日程第９、議案第１３６号、平成２２年度糸魚川市一般会計補正予算（第６号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第１３６号は、平成２２年度一般会計補正予算（第６号）でありまして、歳入歳出それぞれ１３億４，５８２万９，０００円を追加し、総額を３１３億５，７６６万５，０００円といたしております。

歳出の主なものは、２款、総務費では、職員人件費及び基金積立金の追加、３款、民生費では、生活保護扶助費及び特別会計事業への繰出金の追加であります。

４款、衛生費では、子どもインフルエンザ、ヒブワクチン接種助成事業、及び定期予防接種事業の追加、６款、農林水産業費では、中山間地域等農業振興事業の減額、及び農業活性化緊急基盤整備事業の追加であります。

７款、商工費では、観光施設管理運営事業の追加、８款、土木費では、道路新設改良事業の追加、及び糸魚川駅自由通路整備事業の減額であります。

１０款、教育費では、子ども一貫教育基本計画等策定事業、及び中学校校舎等営繕費の追加、１２款、公債費では、市債償還元金の追加であります。

次に、歳入につきましては、所定の特定財源を充当したほか、所要の一般財源については、前年度繰越金などを充当いたしました。

なお、債務負担行為の補正は第2表のとおり、地方債の補正は、第3表のとおりであります。

以上であります、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

付託区分については、お手元に配付してあります議案付託表によってご了承願います。

日程第10．請願第5号から同第8号まで

○議長（倉又 稔君）

日程第10、請願第5号から同第8号までを一括議題といたします。

本定例会において、本日までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております請願第5号から同第7号までは、市民厚生常任委員会に、請願第8号については、建設産業常任委員会にそれぞれ付託いたします。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後1時17分 散会

+

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+

+

+